

議案第16号

三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略応援基金条例の制定について

三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略応援基金条例を次のとおり定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略応援基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額
- (2) 前条の趣旨に添う寄附金(三田市地域医療確保基金条例(令和8年三田市条例第号)第2条第2号の寄附金を除く。)の額
- (3) 基金の運用から生ずる収益金の額
- (4) その他市長が適当と認める収入の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業を行うために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。